

令和6年12月19日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

総務常任委員会
委員長 山内政徳

委員会審査報告書

第540回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	付託年月日	件名	審査の結果
請願第1号	令和6年12月10日	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書採択の請願について	採 択

令和6年12月19日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

総務常任委員会
委員長 山内 政徳

委員会審査報告書

請願第1号「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書採択の請願について」審査と結果を報告する。

本請願は、第540回議会定例会（令和6年12月議会）において、総務常任委員会に付託された後、令和6年12月11日審査を行いました。

この選択議定書は、個人または集団が権利の侵害を受けた場合、国際連合の女性差別撤廃委員会に対して通報できる個人通報制度と調査制度を定めたものである。

通報には利用し得るすべての国内的救済措置を尽くしていることが条件とされるが、救済措置の実施が不当に引き延ばされている場合や、効果的な救済の見込みがない場合は通報できる。

調査制度は、女性差別撤廃委員会が通報に基づき調査や審議を行い、必要に応じて締約国に意見や勧告を行うことができる。ただし、女性差別撤廃委員会の意見および勧告には法的拘束力はない。

この選択議定書は2023年11月現在、条約締約国189カ国中、115カ国が批准しているが、日本はこれを批准していない。

以上のことから総務常任委員会は令和6年12月11日討論と表決を行い、請願第1号は全会一致で採択と決しました。